

総合口座取引規定

1. (総合口座取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客さまから総合口座取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、総合口座取引に係る契約が成立するものとします。

1. の2 (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。

- ① 普通預金（利息を付さない旨の約定がある決済用普通預金を含みます。以下同じ）
- ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金〔M型〕（スーパー定期）、自由金利型定期預金（大口定期）および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
- ③ 前号の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号および第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2) 定期預金の預入れは、当金庫所定額以上（自由金利型定期預金〔M型〕（スーパー定期）の中間利息定期預金も同様とします。）とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

3. (定期預金の自動継続)

(1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。

(2) 継続された預金についても前項と同様とします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店の申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店の申出てください。

4. (預金の払戻し等)

(1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

(2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
- (4) 前3項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

5.（預金利息の支払い）

- (1) 普通預金（利息を付さない旨の約定のある決済用普通預金を除きます。）の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6.（当座貸越）

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。なお、この預金口座の名義人に相続が発生した後（当金庫が預金口座名義人の死亡の事実を知った後）は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱います。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7.（貸越金の担保）

- (1) この取引に定期預金があるときは、次項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金为数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8.（貸越金利息等）

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利息は、次のとおりとします。
- A 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合 その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年 0.5%を加えた利率
- B 自由金利型定期預金〔M型〕（スーパー定期）を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金〔M型〕（スーパー定期）ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
- C 自由金利型定期預金（大口定期）を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金（大口定期）ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
- D 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.5%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14.00%（年 365 日の日割計算）とします。

9.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫が定める手数料をいただきます。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

11.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

12.（即時支払）

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ② 口座名義人に相続の開始があったことを当金庫が知ったとき
 - ③ お客さまが行方不明になったことを当金庫が知ったとき
 - ④ 第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当金庫に対する債務の一でも返済が遅れているとき

② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

13. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。
- (2) 前項の解約の手續に加え、当該預金を解約することについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出印の押印を受けず、本人の署名をもってこれに代えることができます。
- (4) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (5) 普通預金規定にもとづき普通預金の取引が制限された場合には、当金庫は貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (6) 普通預金規定にもとづき当金庫が取引停止または口座解約をできる場合には、当金庫はいつでも取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- (7) 通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- (8) 前4項にもとづく解約をした場合に、第14条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときには、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

14. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手續を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、

その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

15.（譲渡、質入れの禁止）

- （１）普通預金、および定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- （２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

16.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- （１）定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- （２）前項により相殺する場合には、次の手順によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに、通知と同時に当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が増極額をこえることとなるときは、増極額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- （３）第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- （４）第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- （５）第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17.（未利用口座管理手数料）

- （１）最後の預入れまたは払戻しから２年間、一度も利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料の引落とし以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- （２）未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- （３）当金庫は未利用口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落しできるものとします。
- （４）未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を引落とし、未利用口座管理手数料に充当いたします。
- （５）上記（４）の場合、当金庫は当該預金残高全額を引落した後、預金者に通知することなく、当該未利用口座を解約できるものとします。
- （６）引落としとなった未利用口座管理手数料の返却はいたしません。
- （７）解約された口座の再利用はできません。

18.（規定の変更）

- （１）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- （２）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以 上

（令和６年１１月１日 現在）